

公益社団法人佐賀県トラック協会長 殿

宣 誓 書

当社及び当社役員は、貴協会の目的及び事業に賛同し、各規則等を遵守したうえ、下記事項について宣誓いたします。

- (1) 貨物自動車運送事業法第5条に規定する欠格事由に該当しないこと。
また、貨物自動車運送事業法及び道路運送法違反により、入会申込日前3か月（悪質な違反は6か月）に自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと。
- (2) 現在又は将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ①役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「反社会的勢力」という。）に該当する法人
 - ②反社会的勢力が、その事業活動を実質的に支配する関係（※）
 - ③反社会的勢力を利用する関係
 - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ⑤その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係※「事業活動を実質的に支配する関係」とは、以下のいずれかに該当する関係をいう。
 - ・反社会的勢力又はそれと密接な関係にある者（事実上の婚姻関係にある親族を含む。）が役員であるほか、多額の出資又は融資を受けるなど、事業活動に相当程度の影響を及ぼす関係
 - ・反社会的勢力が、その影響力を背景に、名目の如何を問わず、金品その他財産上の利益供与を受け、又は売買、請負、委任、その他有償契約を締結する関係
- (3) 自ら又は第三者を利用して、現在又は将来にわたって、次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ①各種法令に違反する行為
 - ②暴力的又は法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴協会、若しくは協会員の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- (4) 官公署に対して、役員に関する個人情報提供され、照会が行われることに異議申立てをしないこと。

以上、この宣誓書が事実と相違した場合は、いかなる処分も受認いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑩